補助金の対象となる経費の一覧表

補助金の対象となる活動は「①地域社会活動」「②教養活動」「③健康増進活動」になります。代表的なものを示していますが、要綱別表４の対象となる経費を確認いただき、不明な点は長寿支援課までお電話ください。

①地域社会活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜環境美化活動＞ ・清掃用具などの購入費や燃料費 ・熱中症対策のための飲料水、食品（塩アメ等）の購入費  ＜文化伝承活動、登下校見守り活動＞ ・消耗品代（伝承遊びや見守り活動における材料費等） | ✖飲食代 （清掃活動時における熱中症対策のためのもの以外は✖） ✖清掃活動における会員への日当 ✖文化祭等の協賛費 |

②教養活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜講習会、研修会＞ ・講師への謝礼  （１回の活動につき、  １人当たり5,000円まで）　 ・講師への旅費、茶菓子代 ・会場使用料 ・研修を目的とした旅行における旅費  ＜文化活動＞ ・会場使用料 ・消耗品代（材料費等） | ✖宿泊費、飲食代 ✖親睦旅行における旅費 ✖美術館や博物館の入場料 |

③健康増進活動

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象にならない経費 |
| ＜スポーツ実践活動＞ ・消耗品代（活動で使用する道具等） ・会場使用料  ＜歌唱活動＞ ・カラオケ機器のリース代 | ✖大会の景品や活動で使用する道具等で個人所有になるもの。  ✖飲食代 |

④その他

|  |
| --- |
| 補助対象にならない経費 |
| ✖総会の開催のための費用 　（文房具代、印刷代、飲食代） |